

00210

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第四百十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第二十二条の二第二項の規定に基づき昭和三十六年七月十七日次のとおり米穀小売販売業者甲の業者登録をした。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇告示 米穀小売販売業者甲の臨時登録
- ふ化業者の登録

肥料の生産登録

建設業者の登録

肥料の生産登録の失効

◇公安告示 交通禁止、制限等の告示

- ◇人委規則 鳥取県人事委員会議事規則の一部改正

登録番号

氏名

住所

所

営業所の所在地

事業区域

三七八

霜田芳子

鳥取市東品治町八一の五

住所に同じ

鳥取市第一

鳥取県告示第四百十一号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

昭和三十六年七月二十一日

昭和36年7月21日 金曜日 鳥取県公報 第3243号 2

一 登録番号 第三号 鳥取県知事 石破二朗

二 登録年月日 昭和三十六年七月十八日

三 氏名及び住所 近藤謹治

四 ふ化場の名称及 び住 所 鳥取県東伯郡東伯町八橋四九六番地  
近藤ふ化場

鳥取県東伯郡東伯町八橋四九六番地

### 鳥取県告示第四百二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所氏名
鳥取県第三三二号	五・五なたね油かす	五・五 二・〇 一・〇	東伯郡大栄町亀谷二九四 河本清一郎

鳥取県告示第四百十三号  
肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所氏名
鳥取県第二二九号	五・五なたね油かす	五・五 二・〇 一・〇	東伯郡大栄町亀谷二九四 河本清一郎

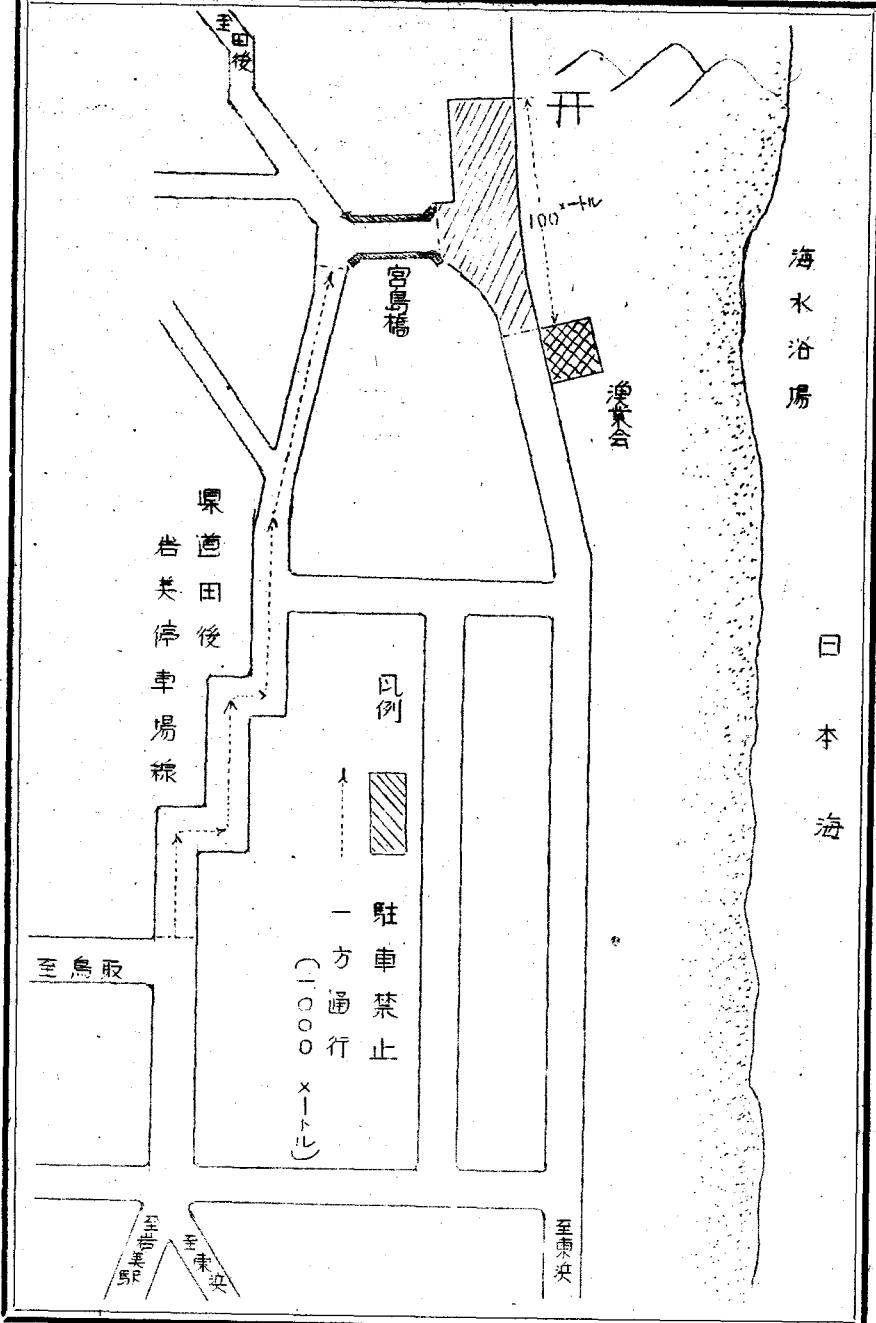
鳥取県告示第四百十四号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次とおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要要
鳥取県知事登録 (一)第四六四号	昭三六年 七月六日	菊地土木(株)	米子市車尾一、四一九 菊地 茂	土木工事	

鳥取県知事登録  
(一)第四六四号



## 公安委員会告示、

## 鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、道路交通に関する規制を次のように定める。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

## 一 制限の場所

(1) 県道田後岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一、

七一九番地地先から同地内二、八五〇の一番地地先までの間一、〇〇〇メートル

(2) 町道海岸線岩美郡岩美町大字浦富宮島橋から同町大字浦富二、五三九の一五番地地先までの間一〇〇メートル

## 二 制限の種別

(1) については車両（軽車両をのぞく。）は、別図に示す↓印の方向に一方通行し反対の方向から通行することを禁止する。

## (2) については車両の駐車を禁止する。

## 三 制限の時間

昭和三十六年七月十五日から 三十一日間

昭和三十六年八月十四日まで 每日午前九時から午後七時まで

## 人事委員会規則

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第三十三号

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会議事規則（昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 定例会は、毎月七日、十四日、二十一日及び月の末日の前日（十二月にあつては二十七日）午前十一時から県庁舎内において開く。ただし、会議の日が日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日に当るときは、その前日に開く。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(定価) 一部月額一二〇円(配送料共)

- 2 定例会は、必要に応じ日時及び場所を変更することができる。
- 3 前項の変更は、前回の会議に諮つて決定するを例とする。

附 則

この規則は、昭和三十六年八月一日から施行する。